

12月号

おおもり 青色便り



No.0659

一般社団法人 大森青色申告会

令和 2. 12. 1

令和2年分 年末調整個別相談会のご案内

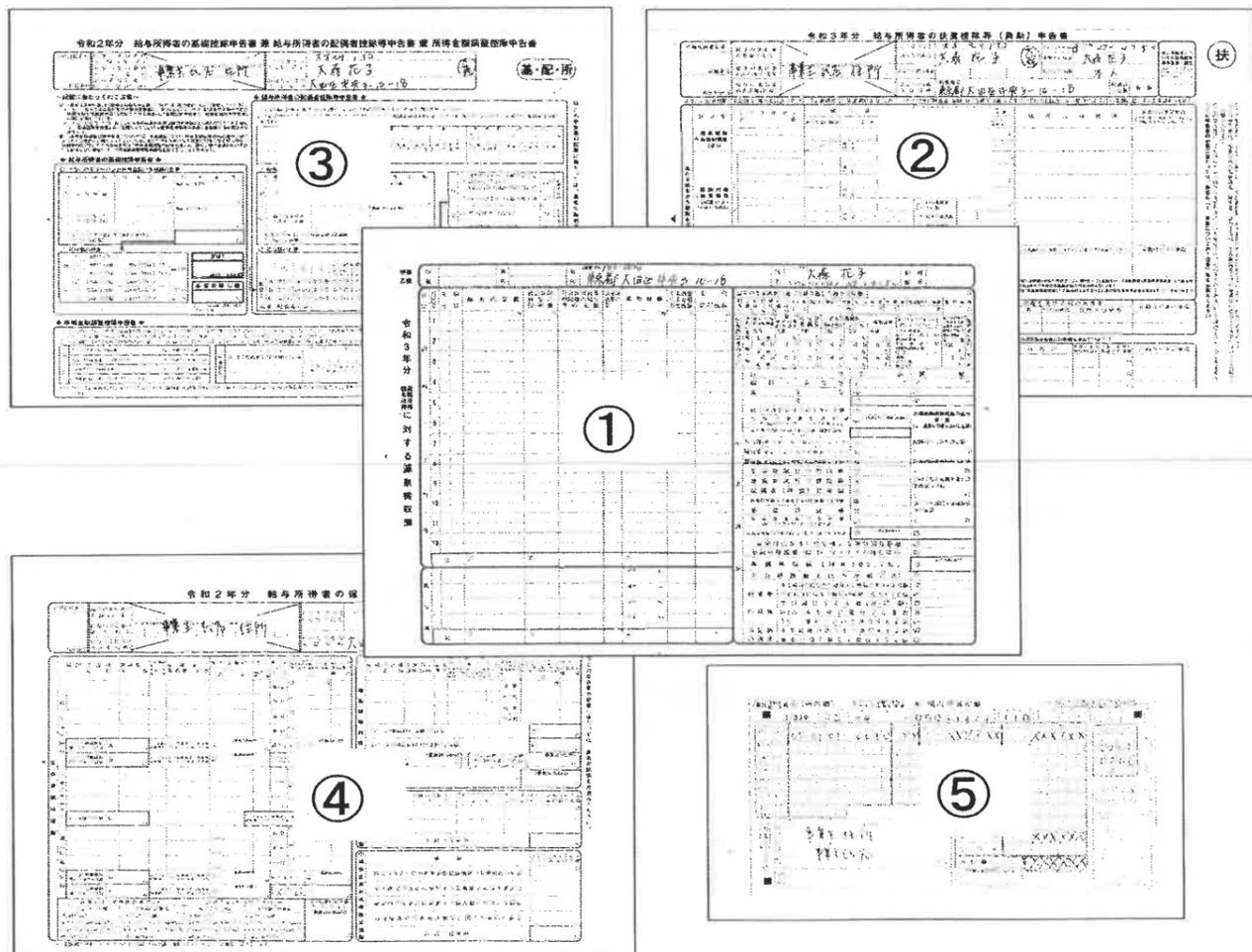
当会では、令和2年12月14日(月)～令和3年1月20日(水)に従業員・専従者給与の年末調整の個別相談会を先着受付順にて行います。但し、年末調整以外に記帳内容の確認・相談を併せてご希望の場合は予約が必要となります。令和2年10月下旬から11月初旬にかけ、管轄税務署・市区町村からお手元に年末調整に必要な書類が送付されているかと思えます。12月号会報2ページの「令和2年分 年末調整のご相談前チェックリスト」で必要書類等をご確認のうえ、ご持参ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑状況により入館制限を行う場合がございます。

期 間 令和2年12月14日(月)～同年12月25日(金) ※土・日・祝日は除く
令和3年1月7日(木)～同年1月20日(水) ※土・日・祝日は除く

受付時間 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時30分

※詳細は12月号会報2ページ目以降をご参照ください。



★12月以降コロナウイルスの影響により、都の要請による時短営業を行う場合があります。ご来所の際にはホームページ又はお電話でご確認下さい。

(1)



確定申告期までのスケジュール【全予約制】

期 間：令和2年12月1日(火)～25日(金) ※祝祭日、土曜日、日曜日は除く
受付時間：午前9時・10時・11時、午後1時・2時・3時 ※お1人30分～45分
対 象 者：下記に記載した内容に該当される方

- ◆消費税個別相談会
令和元年分の確定申告で初めて収入が1,000万円を超えた方。平成30年分の課税売上高が1,000万円を下回った方。又、令和2年分より消費税の計算方法の変更を希望される方は令和2年12月末営業日まで管轄の税務署に届出書の提出が必要となりますので、期限前にご相談ください。
- ◆新規入会者個別相談会
本年新たに入会された方は、この機会に必ず記帳相談を受けてください。記帳を全くされていない方や難しく記帳が出来そうもない方もご相談をお受けいたします。一緒に解決しましょう。
- ◆青色申告特別控除65万円を適用して申告されている方
令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除65万円の適用要件が変わります。当会会報等でもお知らせしておりますが青色申告特別控除65万円を適用して令和2年分の所得税確定申告決算書・申告書のご提出をご希望の方は、必ずご予約のうえ、確定申告期間前に記帳確認又は、記帳相談を受けにお越しください。
※ 申告期間前に記帳確認又は、記帳相談をお受けいただけなかった場合は、当会よりe-Tax(電子送信)による所得税確定申告決算書・申告書の提出を承れない場合があります。
- ◆その他の個別相談
複式簿記がわからない、土地建物を売買した、住宅を購入したなど特殊な事情のある方

確定申告期間のお知らせ

令和2年分の確定申告も昨年同様に予約制にて開催させていただきます。11月下旬から12月上旬頃郵送にて、「確定申告期間のお知らせ」を皆様にご送付いたします。必ず開封していただき、内容書類の確認と併せて当会の申告期間スケジュール(予約期間・先着期間)をご確認ください。

※「確定申告期間のお知らせ」がお手元に届きましたらお電話にてご予約が可能となります。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来所時又、ご相談時にはマスクの着用をお願いいたします。
※先着順でのご相談の場合、混雑状況により入館制限を行う場合がございます。

会員必携販売のご案内

令和2年度版
青色申告会会員必携を事務局で販売しております。
会員価格 一冊500円
(定価 720円)

大森税務署からのお知らせ

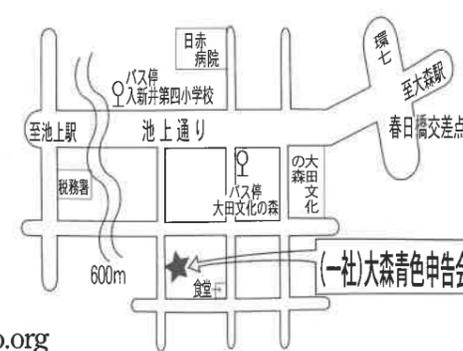
税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することができないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

事務局の年末年始営業案内

年末は 令和2年12月25日(金)
午後5時まで
年始は 令和3年1月7日(木)
午前9時より
よろしくお願いたします。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日
12月10日(木)
12月24日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

(4)

《令和2年分の年末調整の主な改正事項》

令和2年分からの年末調整・確定申告について以下の事項が改正されました。
 給与所得控除・基礎控除は給与を支払っている事業主の方全員に関係してくる事項ですので税務署より送付されている「年末調整のしかた」で確認していただき、不明な点があれば事務局にご相談ください。
 ※「年末調整のしかた」や12月号会報2ページの「令和2年分 年末調整のご相談来所前チェックリスト」に記載されている必要書類がお手元に無い場合は、事務局にご準備してございますので、ご利用ください。
 ※書類のご郵送は承れませんのでご了承ください。

- 給与所得控除に関する改正
 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。
 令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご使用ください。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改定後	改定前
162万5000円以下	55万	65万
162万5000円超 : 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 : 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 : 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 : 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 : 1,000万円以下		
1,000万円超	195万円	220万円

- 基礎控除の改正
 基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改定後	改定前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 : 2,450万円以下	32万円	(所得制限なし)
2,450万円超 : 2,500万円以下	16万円	

- 各所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
 同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

- 未婚のひとり親控除に対する控除の創設及び寡婦(寡夫)控除の改正
 これまで同じひとり親であっても離婚・死別であれば寡婦(寡夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されませんでした。又、男性のひとり親と女性のひとり親での寡婦(寡夫)控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていましたが今回の改正では、すべてのひとり親家庭に対し公平な税制改正を行う観点から「ひとり親控除」が創設されました。

- ① 既婚歴や性別にかかわらず生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の単身者に対して「ひとり親控除」を適用することとなりました。
- ② 上記以外の寡婦は、引き続き寡婦控除(27万円)を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、寡夫と同額の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設けることとなりました。
- ③ ひとり親控除、寡婦控除のいずれかについても、住民票の世帯主と続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は控除の対象外となります。

「令和2年分 年末調整のご相談来所前チェックリスト」

年末調整のご相談にお越しになる前に必ずこのチェックリストでご確認ください。
 ※ 年末調整のご相談のみの場合はご予約の必要はありませんが、記帳確認や記帳相談を併せてご希望の場合は事前にご予約が必要となりますので、事務局にお電話にて、ご予約をお願いいたします。

お出かけチェックリスト(年末調整に必要なもの)	
① 給与所得者に対する源泉徴収簿 給与所得者1名につき1枚必要となる書類です。 必要事項をご記入のうえ、必ずご持参ください。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所・生年月日・マイナンバーの番号と令和2年1月から令和2年12月までに支給した、支給日と支給金額等は記入されていますか？	④ 令和2年分 給与所得者の保険控除申請書 給与所得者に保険料等の控除がある場合に必要となる書類です。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所の記入、押印した書類はありますか？ 各種保険料控除証明書の確認が必要となります。 令和2年中に支払った、国民年金、国民年金基金、健康保険、後期高齢者保険、生命保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済保険など控除証明書の確認はできていますか？
② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 給与所得者に扶養者がいない場合でも必要となる書類です。必要事項をご記入のうえ必ずご持参ください。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所・生年月日・マイナンバーを記入し押印はありますか？ 1) 給与所得者に16歳以上の扶養者がいる場合には、扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・続柄・生年月日・マイナンバーの記入と令和2年中の所得の見積額・住所は記入されていますか？ 2) 給与所得者に16歳未満の扶養者がいる場合には、扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・マイナンバー・続柄・生年月日・住所等の記入はされていますか？ 3) 給与所得者が寡婦・ひとり親又は勤労学生控除の適用はありませんか？適用のある場合は、チェック欄と必要事項が記入されていますか？	⑤ 令和2年分の納付済み給与所得税徴収書(納付書)前期(令和2年1月～6月)分の納付書の控をご持参ください。 ※すでに納付期限を過ぎているものについては承れません。事前に税務署にて納付を済ませますようお願いいたします。
③ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 ※本年新たに新設された用紙です、 必要事項の記入と押印はありますか？ 年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後の給与の支払を受ける前日までに給与支払者に提出しなければならない。	⑥ 提出先区役所より送付されている総括表等の書類はありますか？ ⑦ 事業主の方の朱肉を使用する 印鑑 (シャチハタ不可)は持ちましたか？ 【ご注意】 令和2年分より改正事項が多くあります。それに伴い提出書類や確認する事項が増えていますので、税務署より送付されている「年末調整のしかた」又は、国税庁ホームページの「年末調整がわかるページ」で確認していただき、不明な点があれば事務局にご相談ください。 ①～④に必要な事項をご記入いただいた用紙をご持参いただけない場合は年末調整の書類作成を承れない場合がございますので、予めご了承ください。